

# 知っておきたい国民健康保険

## 社会保険など他の健康保険に加入したとき

社会保険など他の健康保険に加入したときは、国民健康保険の資格喪失の手続きが必要で

す。社会保険の被保険者証が交付されるまでの間、国民健康保険被保険者証を使用すると、町が負担した医療費を返還していただく場合もあり

ますので、必ず資格喪失の手続きを行ってください。

## ◎手続きに必要なもの

- ・他の健康保険から交付された被保険者証
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん

## 修学のため、家族と離れて他の市町村に住むとき

修学のため、他の市町村へ転出する方は、届出によ

り横芝光町の国民健康保険の被保険者となることができます。この場合は、既に在学している方も含めて、毎年被保険者証の交付手続きが必要で

す。◎**手続きに必要なもの**  
・在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)

・印かん  
※学校を卒業したときは、住所地の国民健康保険に加入することになりますので、資格喪失の手続きをしてください。

## 被保険者証の再発行

被保険者証を紛失したり、誤って破いてしまったりしたときは、被保険者証を再発行できます。

## ◎手続きに必要なもの

- ・本人確認ができる証明書(運転免許証など)
- ・印かん

## 国民健康保険税の納付

国民健康保険税は、4月から翌年3月までの1年分を8期に分けて納付していただきます。

国民健康保険税に未納があると、通常の被保険者証の代わりに『短期被保険者証』(有効期限が3ヶ月以内のもの)が交付され、また納期限から1年を過ぎても未納がある場合は、被保険者証を返還していただき、『被保険者資格証明書』(被保険者証とは異なり、医療費はいつたん全額自己負担となります)が交付されることもあります。

また、納期限を過ぎると督促状が送付されるほか、延滞金の納付義務が生じ、法令に基づく滞納処分を受ける場合がありますので、お早めに納付してください。

## 高額療養費支給申請のお忘れはありませんか

1ヶ月(月の初めから終わりまで)の医療費(※1)が自己負担限度額(※2)を超えた場合、申請によりその超えた分が高額療養費として支給されます。

該当になった方には、診療を受けた月のおおよそ2ヶ月後に住民課国保年金班から高額療養費支給申請のお知らせを送付しますので、通知が届きましたら、忘れずに申請をしてください。  
(※1)食事代や差額ベッド代などの自費分は対象となりません。

## 問(制度に関すること)

- 住民課国保年金班 ☎(84)12114
- (納税に関すること) 税務課収納対策班 ☎(84)12112

(※2) ◇70歳未満の方

所得区分	自己負担限度額(月額)		
	3回目まで	4回目以降	
住民税課税世帯	901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
	210万円超 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	

◇70歳以上の方

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% ※4回目以降 44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円